

大阪府情報公開審査会答申（大公審第261号）

〔 自動読取装置全電磁的記録公開請求拒否決定審査請求事案 〕

（答申日 平成28年6月3日）

第一 審査会の結論

諮問実施機関（大阪府公安委員会）の判断は妥当である。

第二 審査請求に至る経過

- 1 平成26年9月8日、審査請求人は、大阪府警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求を2件行った。

なお、当該2件の行政文書公開請求は、「希望する公開の実施方法」が異なるのみで、請求内容は同一である。

（行政文書公開請求の内容）

2014年6月1日時点で所有・管理運用していた、青色の車体色で赤色灯を有する8ナンバー自動車の全車両に関する下記全ての文書。

- （1）車検証
- （2）自賠責／任意保険証書
- （3）登録識別情報等通知書
- （4）譲渡証明書
- （5）登録事項等証明書等の廃車手続関連文書
- （6）2014年5月31日午前0時0分から同年6月2日午後11時59分までの全運行記録
- （7）上記期間内のA高等学校北側に設置の自動車ナンバー自動読取装置の全電磁的記録
- （8）上記期間内のガソリンスタンド（給油か否かを問わず）の利用記録・領収／明細／請求書及び是等の類似文書

- 2 平成26年9月16日、実施機関は、条例第15条第1項の規定により、「公開請求に係る行政文書の情報量が著しく多く、30日以内にそのすべてについて内容を確認し、公開決定等を行うことにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるため。」として、1（7）の請求（以下「本件請求」という。）に対応する行政文書（以下「本件対象文書」という。）を公開請求があった日から30日以内に公開決定を行うこととし、残りの行政文書について公開決定等を行う期限を平成27年3月9日とする決定を行い、審査請求人に通知した。

- 3 平成26年10月3日、実施機関は、本件対象文書について、条例第13条第2項の規定により公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしない理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

本件は特定箇所に自動車ナンバー自動読取装置が設置されていることを前提として、その電

磁的記録を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の箇所に自動車ナンバー自動読取装置が設置されているか否かという情報を明らかにするものであって、これらを公にすることにより、違法行為企図者をして、犯罪の実行を容易ならしめることになり、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を公にすることになる。

したがって、本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2項第2号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否する。

- 4 平成26年12月8日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法第5条の規定により、実施機関の上級庁である大阪府公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第三 審査請求の趣旨

請求拒否決定処分撤回、並びに当該警察車両の通行記録の全面公開を求める。

第四 審査請求人の主張要旨

1 審査請求書における主張

(1) 添付書類（添付省略）

ア 後述の事案が発生した区間の地図および経路の印刷物 1枚

イ インターネットで公開されている、Googleストリートビューにより撮影された当該自動車ナンバー自動読取装置の画像の印刷物 計3枚

・上下各車線からの撮影画像 2枚

・カメラ部の拡大表示 1枚

ウ 総務省行政管理局 e-Govに掲載されている道路交通法からの引用文の印刷物 1枚

(2) 審査請求の理由

当方は2014年6月1日に、大阪府警察の警察車両による執拗な追跡を受けた。その際、当該車両は不必要な車線変更の繰り返し、車線変更時の方向指示器を出してから短時間での車線変更開始、及びガソリンスタンド入場時の歩道手前での一時停止不履行を行った。これらの行為は道路交通法第二十六条の二、第二十一条、並びに第十七条第2項に違反するものである。

本件決定の理由として「これらを公にすることにより、違法行為企図者をして、犯罪の実行を容易ならしめる」とあるが、6月1日の当該警察車両の行為こそが犯罪行為であり、本件決定はこれらの行為の実行者および当該車両の存在を隠蔽することに他ならず、ひいては本件決定こそが警察車両による不当行為および犯罪行為を容易ならしめるものである。

以下、2014年6月1日に発生した出来事を記述する。

- ・ 2014年6月1日 昼頃

B交差点の西側において、当方が運転していた自動二輪車（以後「甲」と表記）が赤信号で停車中、青白の車体色で赤色灯を有する大阪府内の8ナンバーの警察車両（以後「乙」と表記）がC交差点の北方から左折し東方向に進入、甲の手前で赤信号で停車した。

- ・ 当該区間の制限速度は時速50kmであるが、甲は当日、常に第一車線の左側を通行し、当初はメーター読みで時速約40kmで走行していた。
- ・ 他の車両が甲の走行速度を超える速度で走行する中、乙は後述するガソリンスタンドに至るまでの約1.5kmの間、一貫して甲を追い越さなかった。
- ・ 乙の走行状態が他の車両と比べてあまりにも不審であったため、当方は甲の走行速度をメーター読みで約35kmまで減速させた。しかし乙は走行速度を甲に合わせ、以降も甲を追い越そうとはしなかった。
- ・ 乙は甲を後方から追跡している間、複数回に渡り車線変更を繰り返した。当該区間は片側2車線であり、第2車線は追い越し車線兼右折待機車線である。
当時、当該区間内の第2車線に右折待ちをしている車両はおらず、第2車線に車線変更した時点でいつでも乙は甲を容易に追い越すことが可能であった。にも関わらず、乙は甲をガソリンスタンド手前まで追い越さなかったばかりか、走行車線を追い越しが容易である第2車線から第1車線に戻すという不可解な行為を繰り返した。
- ・ 乙は車線変更において、方向指示器を出してから車線変更を開始するまでの間隔をおよそ1秒で行っている。
- ・ 乙は、ガソリンスタンドD手前のE交差点でようやく甲を追い越した。
その直後、乙は当該ガソリンスタンド入口の直前で第1車線を第2車線との車線境界線近くにまで右に寄った状態から急に左に方向指示器を出し、かつ歩道の手前で一時停止せずに、また進入開始後も一度も一時停止することなくそのままガソリンスタンドに進入した。
- ・ 乙は前述の一連の行動を行っている間、一度も赤色灯の点灯及びサイレンの鳴動を行わなかった。

当該警察車両の行った行為の問題点を以下に示す。

ア 不必要な車線変更の繰り返し

（道路交通法第二十六条の二違反）

イ 方向指示器を出してから短時間での車線変更、及び左折

（道路交通法第二十一条違反）

ウ 歩道への左折進入前の一時停止不履行

（道路交通法第十七条第2項違反）

- ・ 道路交通法の第一条には「この法律は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資することを目的とする」との記載がある。上記3項目の各行為其々が、全てにおいて第一条の趣旨に反するものであると断言できるとは限らない。

- ・ しかしながら、当該警察車両はこれらの行為を約1.5 kmの間、ごく短時間の間に再三に渡り行っている。これらの反復行為は、道路における危険を防止する意識に著しく欠けているものであると言わざるを得ない。
- ・ 当該警察車両は、箱型ボディを有するトラックに見られるように、運転席から後方を直接見渡せない構造のものであった。
やむを得ず一時停止を経ずに歩道に乗り上げてしまった場合であっても、車両の死角に歩行者や自転車等がいた場合の安全を考慮し、例えば歩道への進入後であっても一時停止し、死角に歩行者等がいた場合に退避する時間を与える等の安全への配慮はあって然るべきである。
さもなければ、長い全長を有する車両の内輪差に起因し、左折中に歩行者等を巻き込む人身事故に至る危険性がある。
- ・ 当方は、当該警察車両の運転者が酩酊状態等の正常な運転が困難な状態だったのではないかと疑っていた。しかし、前述の行為はあったが、方向指示器を出さずに車線変更を行ったり、運転中のふらつきといった形の異常運転は見られなかった。
言い換えれば、執拗な追跡における前述3点の行為は、事前の計画の上で故意に行った可能性が見て取れる。

A 高等学校前の北側に設置されている自動車ナンバー自動読取装置について

- ・ 添付書類（1）イの写真は、グーグル社によってインターネット上で公開されているGoogleストリートビューによるものである。
- ・ 写真からは、車道上に進行方向に交差する形で設置された門のような構造物の上に、当該物体が各車線ごとに1台ずつ、計4台取り付けられていることが確認できる。
- ・ その写真に撮影されている内の2台の円形部分が、まるでオレンジ色に光っているかのように記録されている。これは、ビデオカメラが人間の肉眼では見えない赤外線を捉えてしまう特性により発生した現象である。
よって、当該構造物は赤外線を用いるカメラであることが強く推認される。
- ・ この画像は、Googleストリートビューのサービスを利用可能なインターネット接続環境を有する者であれば、住所を指定し所定の操作を行うことによって世界中の誰もが閲覧することが可能である。
- ・ 前述の警察車両は、2014年6月1日にこの地点を通過している。よって、当該カメラにより撮影が行われ、なおかつナンバープレートの番号及びその通行日時が記録されていることは明白である。
本件決定は、当該車両及びその運転者が存在することを隠蔽することに他ならず、ひいては公開拒否により、前述に挙げたような警察車両による後方からの執拗な追跡、並びに人命に関わりかねない危険を顧みない行為を大阪府警察の固有の権利として認めることに他ならない。
- ・ 大阪府警察はこの他にも、当方が同時期に請求をした当該車両の運行記録並びにガソリンスタンドの利用記録への情報公開請求に対し、さして正当な理由を述べることもなく、請求

から約半年後の平成27年3月9日を公開決定期限とする処分を行った（公開決定等の期限の特例通知書 府民 第671号）。

少なくとも5月31日から6月2日までのガソリンスタンドの利用記録が、公開決定を半年も先延ばししなければならない程にまで膨大な数量で存在するとは到底考えられるものではない。

- ・ これらの処分及び決定は、当該警察車両及びその運転者の存在の隠蔽、或いは存在を少しでも長く隠し通すことを意図したものであることを強く示唆するものである。
- ・ 本件決定は、当該警察車両の運転者がこのような行為を実行するに至った理由の追及を妨げるのみならず、その運転者や車両の存在を隠蔽することに他ならず極めて不当である。
- ・ 本件決定は、警察車両による同様の煽り運転及び危険運転行為を大阪府警察の権利として認めるに等しいものである。このような行為を看過することは、府民の生活を著しくおびやかすことにつながりかねない。本件決定の全面的な撤回並びに当該情報の全面公開を強く要求する。

2 意見書における主張

(1) 添付書類（資料）（添付省略）

ア

(ア) MSN産経ニュースwest 2013年7月20日付の記事の印刷物

『【大阪府警誤認逮捕】冤罪の構図再び、勾留85日 男性側「ありえぬずさん捜査」』
【小計 2ページ】

(イ) MSN産経ニュースwest 2013年8月3日付の記事の印刷物

『【衝撃事件の核心】「狂った時計」疑わなかった警察・検察のあり得ない“デタラメ捜査”…冤罪暴いた新人弁護士、推理小説さながらの「独自調査」』
【小計 3ページ】

イ 47news・共同通信 2014年2月18日付の記事の印刷物

『窃盗・誤認逮捕の男性が国賠請求 違法捜査で1180万円』
【小計 1ページ】

ウ 当該警察車両が追跡開始した地点の近辺の地図に注釈を加えた印刷物

(出典・Yahoo!地図)
【小計 1ページ】

エ

(ア) 不存在による非公開決定通知書（駐）第5号のコピー

(イ) 公開決定通知書（駐）第11号のコピー

【小計 2ページ】

【総計 9枚】

(2) 意見の要旨

- ・ 大阪府警の主張は具体性に欠ける根拠のないものである。
- ・ 大阪府警の決定は、待ち伏せと執拗な追跡・煽り運転行為の実行者および当該車両の存在

の隠蔽が目的であることに他ならない。

- ・ 不存在による非公開処分は極めて不当である。処分撤回と全面公開を強く要求する。

(3) 意見の詳細

ア 理由説明書に対する反論

- ・ 理由説明書内の『実施機関の意見等』（注：本答申中「第五・1」）において、「違法行為企図者が、同様の行政文書公開請求を繰り返すことで自動車ナンバー自動読取装置が設置されている箇所を把握されるようなことがあれば」と主張しているが、設置箇所を把握する手法について何ら具体的に示しておらず、全く根拠のないものである。

「行政文書公開請求を繰り返すことで設置場所を把握する手段が存在するが故に回答を拒否する」と主張するのであれば、その具体的手法を示し、かつその手法が実行可能であることを明確に説明すべきである。具体的な手法に言及しないことこそが、そのような手法が存在しないことを示す証左である。

- ・ 大阪府警は、本件決定に関し、自動車ナンバー自動読取装置（以下（3）において「Nシステム」と表記。）の記録を公開することについて「犯罪の予防、鎮圧または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼす」と主張しているが、これは全くの虚偽である。

以下において、その主張が虚偽であることを示す。

- ・ 資料（1）ア（ア）のMSN産経ニュースの記事において、2013年に発生した大阪府警によるガソリンスタンド盗難給油カード冤罪事件に関し、
『アライバイ確認すら十分に行っていなかった』
『レシートの記録とカメラの表示時間がどれも一致しなかった』
『府警がきっちりと検討していれば誤認逮捕を防げた「証拠」があった』
『現場のGSからICまでの距離は6.4キロある。1分で移動するのは物理的に不可能。ETC履歴は男性の無実を示すアライバイだった』
と報じている。なおかつ、
『男性の弁護人を務めるF弁護士によると、同署もこの履歴を把握していたという』
と断じている。

これは、ETC履歴の存在により、逮捕された男性が無実である可能性を大阪府警が当初から認識していた、換言すれば、真犯人が別に存在する可能性を認識していたことを明確に示している。

- ・ 資料（1）ア（イ）の同社ニュース記事においても、
『仮に起訴状通りであれば、男性は時速360キロで移動したことになる』
『否認事件であれば、捜査には慎重に慎重を期するのが普通だ。容疑者の供述がなくとも犯行を裏付けるだけの客観証拠をそろえなければならない』
『にもかかわらず、北堺署は現場周辺のNシステム（自動車ナンバー自動読み取り装置）すら確認していなかった』
と報じている。
- ・ 理由説明において、「犯罪の予防、鎮圧または捜査その他公共の安全と秩序の維持に

支障を及ぼす」と主張するからには、堺北署ガソリンスタンド冤罪事件において、大阪府警は捜査のためにNシステムの記録を確認して然るべきだったはずである。しかし、その為すべき確認が全く行われていなかったことはこれらの記事の内容からも明白である。

その結果、資料（1）イの記事の通り冤罪事件被害者の男性が国と大阪府を相手取り国家賠償訴訟が提起する事態に至る結果となっている。

換言するならば、Nシステムの記録により「犯罪の予防、鎮圧または捜査その他の公共安全と秩序の維持」が為されているのであれば国家賠償訴訟が提起される事態には至らなかったはずである。

- ・ ガソリンスタンド冤罪事件において当該男性が誤認逮捕され長時間拘束された結果、男性の生活が破壊されたのみならず、その間真犯人が逮捕を免れるという結果をもたらしている。これは、大阪府警が当該事件の真犯人に対し逮捕拘束を免れる権利を与えたことに他ならない。即ち真犯人に対し利益供与したに等しいものである。

日本全国において大阪の治安が最悪であると評されて久しいが、真犯人に不逮捕の権利を与えている以上、大阪の治安が悪化するのとは至極当然の結果である。

- ・ 被疑者の無実を証明することによって公共安全と秩序の維持に寄与したのは、防犯カメラの時刻の狂いの存在を突き止めETCの通行記録と照合し当該男性の無実を突き止めたF弁護士であり、Nシステムの記録調査すら怠った大阪府警察ではない。

大阪府警が当該冤罪事件においてNシステムの記録調査を行わなかったことは、それらしい理由がある人物であれば逮捕する人物は誰でもよかったためであると強く推測される。当該誤認逮捕事件は、誤認というよりも故意に極めて近いと言わざるを得ないものである。

このようにNシステムが大阪府警によって極めて恣意的に運用されている以上、大阪府のNシステムは公共安全と秩序の維持に何ら寄与していないのは明白である。

- ・ 資料（1）ウは、当方が運転していた自動二輪車（以後「甲」と表記）を執拗に追跡した、青色の車体色を有する大阪府内8ナンバーの警察車両（以後「乙」と表記）の出現場所およびその周辺の地図である。

当該警察車両の行動は極めて不可解なものであった。

（ア）甲が終始第1車線の左端を低速で走行する中、乙が第2車線に車線変更後、乙の前方に右折待ち車両が全くいないにも関わらず甲を全く追い越さず、更には第1車線に車線変更を戻す行為を繰り返した。

（イ）乙は甲の低速な走行速度に合わせ続けた。

- ・ 乙による前述2点の行為については、以下の理由により本来であれば全く不要な行為であることは明白である。

（ア）甲の速度が時速40kmないし35kmである以上、第2車線に車線変更した時点で時速50kmまで加速することで容易に追い越し可能である。

（イ）当該道路の速度表示は時速50kmであるため、第1車線の左端を低速で走行中の甲の走行速度に合わせる必要は全くない。

- ・ このことから、当該警察車両（乙）は明確な目的地へ向かっていたのではなく、次の条件を満たす必要がある他の目的のために走行していたことが推測される。
 - （ア） 目的を達成するまでの間、常に甲の後方を走行しなければならない。
 - （イ） 目的を達成せずに甲を追い越してはならない。
- ・ また、乙の運転者あるいはその運転を指示した者は、次の条件の発生を期待していたと推測される。
 - （ア） 見目で警察車両だとわかる大型の自動車による煽り運転により甲の運転者を威圧し、加速させること。
 - （イ） 乙の目的に気付かせないこと。
 - （ウ） あらゆる痕跡を極力残さないこと。
- ・ 上記3点が事実であったと仮定した場合、少なくとも（ア）の目的は達成しておらず、甲が時速35kmに減速した後に乙の運転者あるいは運転指示者は（イ）の目的達成にも失敗したことに気付いたであろうと考えられる。
- ・ 警察車両（乙）の出現が偶然である可能性も否定はできないため、甲の出発地点から乙の出現地点までの周辺の道路状況について考察を行った。その結果、乙の出現は偶然ではなく、ある場所で待機していた可能性が高いと言わざるを得ない状況にあることが判明した。
- ・ 甲はG交差点の北側を出発し、H橋を渡って南下後、C交差点を東側に左折し、乙を最初にバックミラー越しに目撃したB交差点に到達している。
 - この間に存在する交差点における状況は次の通りである。
 - （ア） G交差点を南下した時点では乙は前方・後方共に存在しなかった。
 - （イ） 昼間においては、G交差点を時速40kmで南下すると、H橋の頂上の時点でI交差点が赤信号となっており、そのまま時速40kmで走行し続けても赤信号が続いており、しばらく停車することになる。この停車した時点においても、乙は前方・後方共に存在しなかった。従って、甲がG交差点を通過した後に、乙が同交差点を東側から左折、または西側から右折して合流した可能性もない。
 - また、左（東側）側道からの乙の合流もなかった。
 - （ウ） J交差点を南に通過した時点、およびC交差点を左折した直後の時点では、まだ乙は出現していない。乙の出現確認はB交差点を赤信号で待機している途中のバックミラー越しである。
 - （エ） この経路上に存在する交差点において、東方向からの「左折可」の標識は存在しない。また、交差点の信号より手前で分岐し、直進方向の信号に関係なく左方向に合流できる車線も存在しない。よって、南北方向が青信号である間は、東西方向の信号は必ず赤である。従って、南北方向が青信号である間に赤信号を回避して東側から左折し合流することは不可能である。
 - （オ） 但し唯一、J交差点とC交差点の間の東側車線にある丁字路だけは例外である。当該丁字路には信号がなく、K付近から西方向に発車して丁字路を左折することで、信号の状態に関係なく直ちに南向き車線に合流することが可能である。

- ・ 以上の状況から、警察車両（乙）は大阪府大阪市〇区〇△ー△ー△にあるコンビニエンスストアL付近で待機していた可能性が極めて濃厚である。
- ・ もし警察車両（乙）が上記近辺で待機していたのであれば、乙の甲に対する追跡行為が計画的なものであったことが強く伺える。理由は以下の通りである。
 - （ア）もし乙の発車の時刻が単なる偶然であるならば、乙が第2車線に車線変更し前方に右折待機車両がない時点で、次の目的地に向かうために第1車線を低速で走行している自動二輪車（甲）を安全に追い越す行動を取ったはずであり、追い越さなかった行動が極めて不合理であること。
 - （イ）甲の低速な走行速度に合わせながら追い越すことなく車線変更を繰り返した行為は極めて不自然であり、合理的な説明が不可能であること。
 - （ウ）乙がE交差点を通過した直後に急に左に方向指示器を出した直後に急左折し、一時停止などの安全確保のための行動を取ることなくガソリンスタンド敷地内に入した行動があまりに急であり、計画外の行動を取らざるを得なかった事情が存在する点が見て取れること。
- ・ 相手が地上の固定物である場合の衝突のエネルギーは次の式で示される。

$$\text{衝突エネルギー} = 0.5 \times \text{重量} \times (\text{速度の2乗})$$
 仮に時速50km時の衝突エネルギーを100と定義した場合、時速40kmおよび時速35km時の衝突エネルギーは次の通りである。

$$100 \times \left\{ (40 \text{の2乗}) \div (50 \text{の2乗}) \right\} = 100 \times (1600 \div 2500) = 64$$

$$100 \times \left\{ (35 \text{の2乗}) \div (50 \text{の2乗}) \right\} = 100 \times (1225 \div 2500) = 49$$
 衝突エネルギーは速度の2乗に比例するため、時速50kmから40kmに減少するだけで64パーセントにまで減少する。また、時速40kmから50kmに加速することで衝突エネルギーは約156パーセントにまで増加する。
- ・ 警察車両（乙）を信号のない丁字路の手前でいつでも発車可能な状態で待機させたものの、執拗な煽り運転で追跡するにとどまり、（甲）と前後が入れ替わった時点でガソリンスタンドに急左折進入するに至った理由はこれらの状況から推測可能である。

少なくとも、そこには乙のナンバープレートの番号を甲の運転者に覚えられる事態が不都合であり、用もなく甲がガソリンスタンドに進入しないことを期待した行動であったことが見て取れる。
- ・ 大阪府警は理由説明書において、「甲（およびその運転者）に危害を加える意図はなかった」と主張することも可能だったはずである。大阪府警が乙の一連の行為に一切言及しないことは、それが誤りであることを示す証左である。
- ・ 警察車両（乙）は、第1車線を後方から一気にアクセルを踏み込み猛加速することによってその目的を達成し得たものと推測される。しかしながら、左様な手段を用いた場合は後刻現場に散乱するであろう自動二輪車の残骸及び肉片並びに血痕を短期間で除去することは不可能であるが故に実行に至らなかったものと推測される。またその状

況は偶発的な事故であるとは到底呼べる状況にないと言える。

- ・ もし当方の推測が事実であり、その行為が成功に至っていた場合、この『理由説明書に対する意見書』は存在し得ない。記述することが不可能だからである。
- ・ 警察車両（乙）による一連の行為は、その状況から計画性を強く伺わせるものである。また、Nシステムの記録を「犯罪の予防、鎮圧または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」などという理由によって容易に隠蔽できることを前提にした、成功すれば容易に完全犯罪となり得る極めて悪質な行為でもある。
- ・ 乙の行為が計画的なものであったならば、過去にも同様な行為が行われていた可能性示唆するには十分であり、また今後も繰り返される可能性を十二分にはらんでいる。単独事故として処理し、Nシステムの通行記録の存在を隠蔽し電磁的記録の隠滅を計ることによってその真相を闇に葬ることが警察にとって極めて容易であることは、前述のガソリンスタンド冤罪事件によって強く示されている。
- ・ 警察車両（乙）による一連の行為は状況によっては重大事故に発展しかねないものである。また公権力を悪用した示威行為に他ならない。
追跡にまつわる一連の行為はNシステムの通過記録以外の痕跡を残さない点においては、拳銃の発射よりも遥かに悪質である。
- ・ 警察車両（乙）の行為が当方の推測に沿うものであったと仮定した場合、甲の運転者の存在と共に闇に葬り得るものが存在する。
- ・ 資料（１）エ（ア）は行政文書公開請求に対する虚偽の回答文書（不存在による非公開決定通知書）である。
その内容が虚偽であることは、（１）エ（ア）と矛盾する内容の資料（１）エ（イ）の回答文書（公開決定通知書）の存在により強く示されている。
資料（１）エ（ア）の作成日は平成26年2月6日であり、その回答文書が虚偽であることを裏付けることになった資料（１）エ（イ）の作成日は同年の5月30日である。作成日は5月30日であるが、大阪府警情報公開担当者のM氏による発送遅延行為により、実際に受け取ったのは警察車両（乙）による一連の行為があったよりも後の6月3日である。
- ・ もし警察車両（乙）による行為が何らかの結果を生じていた場合、当方がこの結果を知ることはなかったであろう。

イ 総論

- ・ 大阪府警察は、行政文書公開請求に対して妨害、並びに虚偽の回答を行っている。
- ・ 当該警察車両による一連の行為は、行われた時期及びその計画性から、口封じの意図が存在することを極めて強く示唆するものである。
- ・ 本件決定は、これらの悪質な行為を大阪府警の権利として認めるものに他ならない。
「実施機関の捜査から逃れ、罪証を隠蔽するなど犯罪の実行を容易ならしめる」と主張しているが、罪証を隠蔽しているのは大阪府警察自身である。
- ・ 大阪府警による本件決定こそが公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすものであり、極めて不当である。

本件決定を直ちに撤回し、全面公開することを強く要求する。

第五 諮問実施機関の主張要旨

諮問実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 実施機関の意見等

(1) 意見の趣旨

「実施機関の決定は妥当である。」との裁決を求める。

(2) 本件処分に対する意見

ア 自動車ナンバー自動読取装置について

審査請求人が本件請求で求める自動車ナンバー自動読取装置とは、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合する自動車ナンバー自動読取システムのことであると思料される。

イ 本件処分の妥当性について

本件請求は、特定箇所に自動車ナンバー自動読取装置が設置されていることを前提として、その電磁的記録を求めるものである。

本件請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えることは、特定の箇所に自動車ナンバー自動読取装置が設置されているか否かという情報を明らかにするものである。仮に、違法行為企図者（例えば、手配車両に乗車する者）が、同様の行政文書公開請求を繰り返すことで自動車ナンバー自動読取装置が設置されている箇所を把握されるようなことがあれば、実施機関の捜査から逃れ、罪証を隠避するなど犯罪の実行を容易ならしめる手段に出ることが予想され、犯罪の予防、鎮圧または捜査その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることになる。

したがって、本件請求に対しては、その対象となる行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第8条第2項第2号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定により、当該行政文書の存否を明らかにしないで、本件請求を拒否したものである。

(3) 結論

以上のとおり、本件処分は条例の趣旨を踏まえて行われたものであり、何ら違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 諮問実施機関のまとめ

本件請求にかかる情報は、条例第8条第2項第2号に該当する情報であり、条例第12条の規定に基づいて行った本件処分に違法、不当はないものとする。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の

行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 審査請求の対象とされている行政文書について

本件審査請求の対象とされている行政文書は、A高等学校北側に設置されていると審査請求人が主張している自動車ナンバー自動読取装置の、2014年5月31日午前0時0分から同年6月2日午後11時59分までの間における全電磁的記録である。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件決定について、諮問実施機関は、本件対象文書が存在するか否かを答えるだけで、特定の箇所に自動車ナンバー自動読取装置が設置されているか否かが明らかとなり、条例第8条第2項第2号に該当する情報を公開することとなるため、条例第12条の規定に基づき、存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことは正当であると主張しているの、検討したところ、次のとおりである。

(1) 条例第8条第2項第2号について

公共の安全と秩序を維持することは、府民の基本的な利益を擁護するため、府に課せられた重要な責務であり、情報公開制度においても、これらの利益は十分に保護する必要がある。

特に、警察が保有している情報のうち、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれのあるものについては、公開・非公開の判断において、高度な政策的判断を伴う場合があり、また、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的、技術的な判断を要するという特殊性が認められる。さらに、その性質上、犯罪の捜査等に関する情報については、他の都道府県警察と共有するものが多く、その取扱いには、全国的な斉一性が求められることとなる。

こうした理由から、「公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある」情報に関して、これに該当するかどうかについての実施機関の第一次的な判断を尊重することとしたのが条例第8条第2項第2号の趣旨であり、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると公安委員会又は警察本部長が認めることにつき相当の理由がある情報」については公開しないことができると規定されているものである。

(2) 条例第8条第2項第2号該当性について

審査請求人は、特定の場所に自動車ナンバー自動読取システムの読取装置（以下「読取装置」という。）が設置されていること及び特定の時間に当該読取装置が稼働していることを前提に本件請求を行っており、また、審査請求書には当該読取装置であると同人が主張する機器の写真を添付している。

諮問実施機関によると、同システムは、警察庁が犯罪捜査のために全国に整備しているもので、道路に設置した読取装置が、通過する自動車のナンバーを自動的に読み取り、手配車両のナンバーと照合することにより当該車両を発見、捕捉するためのものである。また、同システムについては、警察白書に掲載されており、その存在は広く知られているところであるが、読取装置の設置場所、稼働状況、形状については公表されていない。

これらの情報が公開されると、手配車両に乗車する違法行為企図者が、警察の捜査から逃れ、罪証を隠避するなどの犯罪の実行を容易ならしめる手段に出ることが予想され、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることについて相当の理由がある。

(3) 条例第12条について

本条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで第8条及び第9条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨を定めたものである。

本条は、公開請求に係る行政文書が存在するか否かを答えるだけで適用除外事項に該当する情報を公開することとなる場合にのみ例外的に適用できるのであって、安易な運用は行政文書公開制度の趣旨を損なうことになりかねないが、公開請求に係る行政文書の存否が明らかになることによる権利利益の侵害や事務執行の支障等が具体的かつ客観的に認められる場合には、本条によって公開請求に係る行政文書の存否を明らかにすることなく公開請求を拒否することができるものである。

(4) 条例第12条該当性について

本件対象文書が存在するとして公開又は非公開の決定を行うと、特定の場所に読取装置が設置されていること、特定の時間帯に読取装置が稼働していたこと及び読取装置の形状が明らかとなってしまふ。また、このような行政文書は存在しないとして、不存在による非公開決定を行うと、当該箇所には読取装置は設置されていないこと又は当該時間帯には稼働していないことが明らかとなる。さらに、設置箇所や時間帯を特定して、探索的な公開請求が繰り返された場合、存否を答えることにより、読取装置の設置箇所及び運用状況が広範囲にわたり明らかとなり得る。

以上のことから、本件請求にかかる行政文書の存否を答えることにより、条例第8条第2項第2号に該当する情報を公開することになると認められ、条例第12条の規定により、行政文書の存否を明らかにしないで本件公開請求を拒否することは妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書及び意見書において、同人が大阪府警察の警察車両に執拗な追跡を受けたこと、大阪府警察による誤認逮捕事件における捜査その他本件決定とは別の情報公開決定について縷々主張しているが、本件審査請求の審査の対象ではない。

5 結論

以上のとおりであるから、本件審査請求は、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

北村 和生、有澤 知子、小原 正敏、三成 美保